

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	産後支援訪問事業 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、育児支援家庭訪問事業実施要綱第3条第2号に基づく産後支援訪問事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

## 評価実施機関名

新宿区長

## 公表日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	産後支援訪問事業
②事務の概要	<p>&lt;事務全体の概要&gt; 産後支援訪問は、産後の育児及び養育に支障がある家庭に対して、訪問による相談、支援等を行うことにより、乳児及び児童の健康で情操豊かな育成と虐待防止を図ることを目的として、育児支援家庭訪問事業実施要綱に基づき事業を実施している。 【特定個人情報を取り扱う事務】産後支援訪問利用料の減免の可否判断を行うにあたり、母子家庭か否か、生活保護受給の有無、住民税情報に基づく判定を行うため、個人番号で管理するものである。</p> <p>&lt;事務の具体的な内容&gt; ・産後支援訪問を利用しようとする保護者から利用申請を受け、利用の要件を満たしていれば、決定通知書を交付する。 ・利用者が利用料の減免を希望する場合は、利用申請の際に同時に申請を受ける。 ・利用料減免の条件を満たしている場合は、その旨通知する。</p>
③システムの名称	子ども家庭相談支援システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

産後支援訪問事業ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び第2項
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども家庭部子ども総合センター
②所属長	子ども家庭部子ども総合センター所長 小野 英一

## 6. 他の評価実施機関

—

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	子ども家庭部子ども総合センター
-----	-----------------

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	子ども家庭部子ども総合センター 〒160-0022 東京都新宿区新宿七丁目3番29号 電話番号 03(3232)0673
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

